

屋根の雪下ろし等でお困りの方へ 助成制度をご利用ください

ひとり暮らし世帯及び高齢者世帯等で、居住している屋根の雪下ろし及び落雪した雪を排雪する労力の確保が困難な世帯に対し、除排雪経費の一部を助成する制度内容についてお知らせします。

○助成対象者

65歳以上のひとり暮らし世帯及び高齢者世帯等で、親族や近隣者から居住している屋根の雪下ろし等の援助を受けることができない世帯及び特に必要と認められる者（身体障害者等）を含む世帯。

○助成対象作業

- ①屋根の雪下ろし
- ②家周辺の除雪及び排雪

【助成対象外】車庫及び物置などの雪下ろし

※高齢者事業団による生活道路の除雪サービスとは違う精度です。

○作業事業者

- ①建築・建設・工業部会所属の町内事業者及び高齢者事業団

○助成事業の申込先

- ①申込先：木古内町健康管理センター介護福祉グループ
除排雪助成事業事務局（☎01392-2-2122）
- ②申込受付：随時受付（平日8:30~17:15）
- ③事業実施期間：平成31年1月7日~3月31日

○助成額

- ①除雪費用の3分の2を助成します。（限度額37,000円）
- ②助成金を受けることができる回数は、1シーズンにつき1世帯2回までです。



〈注意事項〉

※助成事業はどなたでも受けられるわけではありません。

事務局では申込の後に、助成事業の対象者かどうか調査を行ったあとで、結果通知書を送付しますので、通知書が届く前に業者への依頼はしないでください。

■お問い合わせ

木古内町健康管理センター
介護福祉グループ 除排雪助成事業事務局
☎01392-2-2122

特定業種で最低賃金が変わりました

平成30年12月1日から特定業種において、最低賃金が改定されました。

対象となる方や雇用者の方は、必ず確認してください。

- 処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業 871円
 - 鉄鋼業 948円
 - 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 868円
 - 船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 866円
- ※記載の最低賃金が適用されない場合があります。詳しいお問い合わせは下記まで。

■お問い合わせ

北海道労働基準局 ☎011-709-2311
函館労働基準監督署 ☎0138-23-1276

北海道電力からのお願い



- この冬も引き続き「無理のない範囲での節電」にご協力をお願いいたします。
- 詳しくは、ほくでんホームページをご覧ください。

ほくでん 節電

検索



水道凍結にご注意を！

気温が氷点下になると水道の水が凍結し、これが原因で水道管が破裂することがあります。

寒い夜はもちろん、家を留守にする時にも忘れずに水抜栓を操作して凍結・破裂事故を防ぎましょう。

- お問い合わせ：建設水道課上下水道グループ
☎01392-2-3131